

霊長類医科学実験施設 利用と研究支援のご案内



独立行政法人 医薬基盤研究所
霊長類医科学研究センター
社団法人 予防衛生協会

I. 共同利用施設（霊長類医科学実験施設）利用のご案内

1. 医科学実験施設の利用に関するお問い合わせ先	1
2. 共同利用施設利用の手続き（医科学実験施設、感染症実験施設共通）	2
3. 医科学実験施設利用のフローチャート	3
4. 医科学実験施設紹介	4

II. 医科学実験施設および共同利用施設管理棟内規

1. 医科学実験施設利用規則	5
2. 医科学実験施設利用細則	6
3. 医科学実験施設利用における手引き	8
4. 医科学実験施設における有害化学物質の取扱い内規	10
5. 医科学実験施設における実験廃液・固形廃棄物の廃棄方法	11
6. 共同利用施設管理棟使用規則	12

各種申請書および申込書【医薬基盤研究所書式】

（様式1-1）医科学実験施設利用申請書	13
（様式1-2）医科学実験施設利用継続申請書	14
（様式1-3）医科学実験施設利用猶予届出書	15
（様式2-1）一時立ち入り許可申請書	16
（様式3）時間外施設利用申請書	17
（別紙）共同利用施設管理棟利用申込書	18

III. 医科学実験施設利用について

1. 医科学実験施設の利用方法	19
2. 施設内における事故発生時の対応	21
3. 施設へのサル類の導入	22

目次

IV. 飼育管理・研究支援について	
1. 飼育管理等業務の内容	23
2. 定期健康診断	23
3. 研究支援業務の内容	24
V. 契約および料金について	
1. 利用者と予防衛生協会の事前調整および提出していただく書類	25
2. 飼育管理・研究支援に係る委託契約と料金等	25
各種依頼書【予防衛生協会書式】	
協会（様式1）飼育管理業務依頼書	26
協会（様式2）研究支援業務依頼書	27
協会（様式3）サル類健康管理シート	28
VI. 共同利用施設管理棟について	29
VII. 医科学実験施設備品リスト	31
VIII. 研究支援料金一覧表	32

I. 共同利用施設（霊長類医科学研究施設）利用のご案内

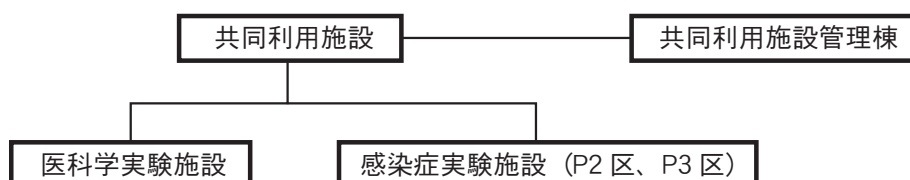
独立行政法人医薬基盤研究所霊長類医科学研究センター（以下「センター」という。）には、外部研究者が利用できる共同利用施設として霊長類医科学実験施設と霊長類感染症実験施設があります（平成17年4月独立行政法人化により施設名称を変更）。このパンフレットでは霊長類医科学実験施設（以下「医科学実験施設」という。）についてご案内します。

医科学実験施設は実験用サル類を用いて遺伝子治療研究、高次脳神経研究、長寿科学研究等の医科学研究を行う目的で平成9年10月より業務を開始した施設で、国立研究機関、大学などに所属する研究者のほか、独立行政法人医薬基盤研究所（以下「基盤研」という。）と共同研究等を行う民間企業にご利用いただいております。

社団法人予防衛生協会（以下「協会」という。）は基盤研から医科学実験施設の施設管理およびサル類の飼育管理業務を委託されるほか、医科学実験施設で行われる各種研究が安全かつ効率的に遂行できるように利用者のご要望に応じて材料採取や実験補助等の研究支援業務を行っています。医科学実験施設を利用されるに当たり、基盤研、センターならびに協会の事務手続きや施設利用上の留意事項について以下にご説明いたします。

なお、医科学実験施設を利用するにあたっては基盤研施設使用料（サル類を飼育する土地建物の使用料）、サル類の飼育管理等に係る経費、研究支援に係る経費などは利用者負担となりますのでご承知おください（P9の「霊長類医科学研究センター内施設使用料金表」、P25の「飼育管理料金表」、P32～37の「研究支援料金一覧表」を参照）。また外部から当施設へサル類を導入する場合には検疫を行う必要があり、これに係る経費も利用者負担となります（P22の「施設へのサル類の導入」を参照）。

施設構成



1. 医科学実験施設利用に関するお問い合わせ先

独立行政法人 医薬基盤研究所 霊長類医科学研究センター

〒305-0843 茨城県つくば市八幡台1-1

筑波庶務課庶務係

TEL: 029-837-2121 FAX: 029-837-0218

E-mail: coop-tprc@nibio.go.jp

社団法人 予防衛生協会（委託先）

〒305-0843 茨城県つくば市八幡台1

研究支援企画部 医科学実験支援室

TEL: 029-837-2121 FAX: 029-837-2299

E-mail: shien@primate.or.jp

2. 共同利用施設利用の手続き（医科学実験施設、感染症実験施設共通）

1. 研究課題の公募
（毎年1月中旬～2月に医薬基盤研究所霊長類医科学研究センター長宛に申請）
↓
2. 共同利用施設運営委員会による応募課題の審査
↓
3. 課題採択通知（霊長類医科学研究センター長から申請者に通知）
↓
4. 医薬基盤研究所各種委員会による実験計画の審査
（動物実験委員会、バイオセーフティ委員会、組換えDNA委員会等）
↓
5. 医薬基盤研究所理事長による実験施設の利用承認
（霊長類医科学研究センター長から申請者に通知）
↓
6. 申請者実験説明
（感染症実験については実験内容を説明し、安全管理や研究支援の可否を判断。サル類を導入する場合は輸入証明書、飼育証明書、飼育施設指定書等の必要書類の確認）
↓
7. 申請者による実験従事者の申請（霊長類医科学研究センター長に実験従事者を届出）
↓
8. 実験従事者のオリエンテーション＊
（霊長類医科学研究センター施設利用のためのオリエンテーションを年数回実施）
↓
9. 予防衛生協会が行う研究支援についての調整
（実験者と予防衛生協会が実験プロトコル等について協議し、業務委託契約を締結）
↓
10. 実験開始
↓
11. 申請者が医薬基盤研究所へ実験終了報告書を提出

＊ 共同利用施設オリエンテーション内容

- 1) サルを用いる実験動物概論（福祉と倫理を含む）
- 2) 共同利用施設におけるバイオセーフティ（医科学実験施設と感染症実験施設では内容が異なる）
- 3) 共同利用施設の概要
- 4) 各種内規および手続き説明
- 5) 実験施設への入退棟の説明
- 6) 飼育管理および研究支援を委託される予防衛生協会の事業説明
- 7) 施設利用許可証の交付申請（顔写真必要）
- 8) 施設利用許可証の発行
（オリエンテーションの所要時間は約2時間）

3. 医科学実験施設利用のフローチャート



4. 医科学実験施設紹介

遺伝子治療実験室



ミーティングルーム



動物飼育区域

飼育管理



区域内着衣



実験者



見学者

MRI 装置



手術室



Ⅱ. 医科学実験施設および共同利用施設管理棟内規

1. 医科学実験施設利用規則

(目的)

第1条 この規則は霊長類医科学実験施設（以下「施設」という。）の有効かつ円滑な利用をはかるために必要な事項を定めることを目的とする。

(利用者)

第2条 施設の利用を希望する者は、別に定める書式により利用申請を行わなければならない。
共同利用施設運営委員会が審査のうえ施設利用の可否を決定し、申請者に通知する。利用を許可された者を「利用者」とする。
2. 班員については、利用者に準ずるものとする。

(利用登録)

第3条 利用者は、施設への立ち入りのために利用期間中の登録をしなければならない。

(利用期間)

第4条 利用期間は原則として単年度毎とし、利用の開始は各年度の初日以降とする。施設利用の継続を希望する利用者は期間終了の60日前までに施設利用継続申請をしなければならない。なお継続申請をせず期間終了する利用者は届出により終了を30日間猶予することができる。

(遵守事項)

第5条 利用者は別に定める諸規程及び諸内規の定めるところ並びに別に定める細則に従わなければならない。

(管理経費の支払)

第6条 利用者は施設の使用料を独立行政法人 医薬基盤研究所に支払うものとする。
2. 施設管理は、社団法人 予防衛生協会が行うものとする。
3. サルの飼育管理等の必要経費については、利用者が社団法人 予防衛生協会に支払うものとする。

(報告の義務)

第7条 利用者は利用期間の終了後、別に定める方法により終了報告をしなければならない。また、利用期間中にも必要に応じて経過報告をしなければならない。

(利用の停止)

第8条 利用者が第5条に違反した場合、霊長類医科学研究センター長は利用期間の途中でいつでも利用の停止を命ずることができる。

附則 この規則は、平成17年4月1日から適用する。

2. 医科学実験施設利用細則

(1) 利用登録

利用者は独立行政法人 医薬基盤研究所の定めるオリエンテーションを受講して登録を行うものとする。登録者には霊長類医科学実験施設利用許可証が交付され、施設利用時に提示すること。また、利用期間終了後は利用許可証を速やかに返却すること。

(2) 一時立ち入り者

利用者としてあらかじめ利用登録された以外の者を一時立ち入り者とする。一時立ち入り者は独立行政法人医薬基盤研究所筑波庶務課庶務係（以下「係」という。）にその旨を申し出て、係の指示に従うものとする。

(3) 実験用霊長類

霊長類センターで繁殖育成しているカニクイザルを用いる場合は、霊長類医科学実験施設利用申請書にその旨を記載し、共同利用施設運営委員会で承認された頭数が貸与される。上記以外のサルの使用を希望する場合は係に申し出て、予防衛生協会の実施する検疫を受けること。

(4) 倫理

動物実験に関しては事前に「医薬基盤研究所動物実験委員会」の許可を受けること。また、ヒト材料を扱う研究では「医薬基盤研究所医学研究倫理審査委員会」の承認を受けること。

(5) 動物飼育区域

動物飼育区域に立ち入る場合は、医薬基盤研究所の定める諸規程を遵守し、動物管理運営委員会の指示に従うこと。

(6) バイオセーフティ

バイオセーフティレベル2（BSL2）の室の使用に当たっては、「医薬基盤研究所病原体等安全管理規程」を遵守すること。（注：サル個体内にて複製可能なウイルスベクターは医科学実験施設では使用不可とする。また複製能のないウイルスベクター等であっても病原体取扱申請の手続きが必要になるので留意すること。）

(7) ケミカルハザード

「医薬基盤研究所化学物質委員会」の定める「医薬基盤研究所有害化学物質安全取扱規程」に従って有害化学物質による事故防止と環境汚染の防止に努めること。

(8) 組換え DNA 実験

組換え DNA 実験を行う場合には、事前に「医薬基盤研究所組換え DNA 実験委員会」の承認を受けるとともに、「医薬基盤研究所組換え DNA 実験実施規程」を遵守し行うこと。

(9) 特殊実験機器の使用

X線照射装置等の大型実験機器あるいは特殊実験機器の使用に当たっては、機器管理者の指示に従うこと。

(10) 特殊実験室

手術室、I C U室、防音光シールド室、MR I 室等の特殊実験室の使用に当たっては、実験室毎に定められた方法に従うこと。

(11) 廃棄物処理

廃棄物の処理は原則的には「医薬基盤研究所有害化学物質安全取扱規程」によるものとする。細部については別途定める。

(12) 事故

事故の発生に際しては、事故の状況から判断し、対応する規程に対処方法が定められている場合はそれに従うこと。特に定めない場合は、適切な処置を行い、管理責任者に報告し、その指示を仰ぐものとする。

(13) 雑則

ここに定めのない事項に関連して問題が生じた場合には適宜検討を加え、細則とすることが出来るものとする。

附則 この細則は、平成17年4月1日から適用する。

3. 医科学実験施設利用における手引き

はじめに

医科学実験施設（以下「施設」という。）では様々な機関の利用者が、同時期にそれぞれ異なった研究を行っています。当施設内での各研究が円滑にかつ安全に行われるために施設利用の手引きをまとめましたので、安全で快適な研究環境を維持できるようご協力願います。

（１）立ち入り制限

次にあげる者以外は、施設への立ち入りはできません。

- １）医科学実験施設利用規則（以下「規則」という。）第２条に規定する利用者（班員を含む）。
- ２）その他、特に霊長類医科学研究センター長（以下「センター長」という。）が立ち入りを認めた者。

（２）施設の利用

利用者が施設を利用するためには、「医科学実験施設利用申請書（様式１－１）」（P13 参照）を係に提出して下さい。利用期間は、単年度毎の登録を原則としますので、継続利用する場合は、「医科学実験施設利用継続申請書（様式１－２）」（P14 参照）を係に提出して下さい。また継続利用ではなく、期間終了後の暫定措置として利用の猶予を求める場合は「医科学実験施設利用猶予届出書（様式１－３）」（P15 参照）を係に提出して下さい。

（３）オリエンテーション

利用者は係の調整に従い、医科学実験施設オリエンテーション（以下「オリエンテーション」という。）を受講して下さい。

（４）施設の出入り

オリエンテーション受講修了後に、医科学実験施設利用許可証（以下、「利用許可証」という。）が交付されます。施設利用時には霊長類センター受付で利用許可証を提示し、施設利用カードを受け取って施設に入棟してください。

見学・修理等の立ち入り者は「一時立ち入り許可申請書（様式２－１）」（P16 参照）を係に提出し、承認を受けて利用カードを受け取ってください（対応者または責任者による代理申請も可）。利用カードは退棟後、受付に返却して下さい。

（５）利用時間

医科学実験施設の利用時間は原則として平日の午前８時３０分から午後８時ですが、やむを得ない事情により利用時間外に施設を使用したい場合は、事前に「時間外施設利用申請書（様式３）」（P17 参照）を係に提出し、許可を得て下さい。また午後５時すぎに動物区域に入る方は利用時間内であっても社団法人予防衛生協会飼育管理担当者に連絡してください。

（６）実験計画の調整

施設の管理業務および研究支援は、社団法人 予防衛生協会（以下「協会」という。）が行います。実験に先立ち、実験計画、使用実験室、使用備品については、協会担当者と打ち合わせて下さい。

(7) 動物飼育区域の入退室

動物飼育区域への立ち入りを必要とする場合は、事前に協会担当者へ連絡し、その指示に従って下さい。(入退室の手順はP19を参照)

(8) 研究機器等機材の持ち込み(持ち出し)

施設内に研究機器等の機材を持ち込む(持ち出す)場合には、事前に協会担当者へ連絡して下さい。所有者を明確にするために、持ち込んだ物には所属、名前等を書き込んで下さい。また、持ち込んだ物は利用者が必ず撤去して下さい。

動物飼育区域へ持ち込む(区域から持ち出す)場合には、紫外線照射、アルコール噴霧等十分な消毒を行って下さい。

小型の物品を動物飼育区域に持ち込む(区域から持ち出す)場合は、パスボックス(シャワー室、解剖室)およびダムウエーター経由で行って下さい。

大型の機器等を持ち込む(持ち出す)場合はシャワー室、後室又は受入出口から行いますので、協会担当者と調整して下さい。

(9) 2階研究員室および実験室の使用について

実験期間中に利用いただける研究員室については、係で調整させていただきます。

実験室の照明、使用した実験機器の電源、ガス、水道などの管理は利用者に行っていただきます。実験終了後は必ずこれらの安全を確認して下さい。

実験室では、専用の白衣を着用して下さい。また履物も専用の物に履替えて下さい。

実験室内の共通備品は所定の記録用紙に利用記録を記載し使用して下さい。利用に際しては、共通機器という認識をもって事後処理(含バイオハザード、ケミカルハザード防止処置)を完全に行って下さい。取扱いが判らない場合はむやみに使用せず、機器管理者まで連絡して下さい。

(10) 各実験室の使用後について

実験室使用後は、利用者が次の利用者が使えるように整理、清掃を行って下さい。また、実験で出た廃棄物は、別記の「廃棄方法」(P11参照)を参考にして利用者が処理して下さい。

血清および組織標本など研究材料の保管は利用者が管理し、冷蔵庫、フリーザー内で保管者が判るように保管容器等にも名前の記入をお願いします。実験終了後は研究材料等の保管はできませんので、全て撤去して下さい。

(11) 施設使用料について

サル類を飼育するために施設を使用するにあたっては独立行政法人医薬基盤研究所に霊長類医学研究センター内施設使用料(サル類を飼育する土地建物の使用料)を納付してください。納付については係の指示に従ってください。

霊長類医学研究センター内施設使用料金表

(/頭/日)

施設区分	料金
医科学実験施設	140円
感染症実験施設	134円
非感染実験施設	43円

平成17年4月1日

4. 医科学実験施設における有害化学物質の取扱い内規

この内規は、別に定める「医薬基盤研究所有害化学物質安全取扱規程」に準拠して、施設内での有害化学物質の保管、取扱い、廃棄に関する具体的事項を定めたものである。関係者は、有害廃棄物の保管、取扱い、廃棄の原則は「医薬基盤研究所有害化学物質安全取扱規程」であることを念頭に置いて本内規を厳守する義務を負う。この内規は、施設利用者及びその他施設内で化学物質を取扱う者に適用される。

基本原則：

別に定める「医薬基盤研究所有害化学物質取扱規程」及び「医薬基盤研究所有害化学物質安全管理細則」を遵守する。

有害化学物質の定義：

- ◎当面の間「薬事法で定める劇薬および毒物」及び「麻薬ならびに発癌物質」を有害化学物質として定義する。
- ◎消防法で定める引火性化学物質の取扱いは、保管に関する事項だけに限定し、以下の有害化学物質の取扱いとは区別する。

有害化学物質の保管：

- ◎許可された劇物、麻薬、発癌物質以外は使用を禁止する。
- ◎劇物を保管する場合は、使用者氏名、所属を明記して所定の金属扉の鍵付きロッカーに施錠して保管する。使用者は使用の都度、専用の出納表に所定の事項を記録する。ロッカーのカギは保管者が管理する。
- ◎18リットルを越える引火性化学物質は、専用の倉庫に保管し、搬出毎に備え付けのノートに搬出量と在庫量を記録する。倉庫のカギは基盤研霊長類医科学研究センター庶務課で管理する。

有害化学物質の取扱い：

施設には専用のドラフトが整備されていないので、毒物、発癌物質を取扱う場合には、係に相談する。

化学物質の廃棄：

別に定める実験廃液廃棄に関する内規に従って分別回収し、廃棄物処理施設で処理する。

5. 医科学実験施設における実験廃液・固形廃棄物の廃棄方法

(1) 実験廃液の廃棄方法

実験廃液は全て以下の専用容器に回収し、廃棄物処理施設および専門業者に処理委託する。分別回収法の基本を十分理解した上で廃液処理を行うこと。

	分 類 区 分	容器色	容 量
業者委託 処 理	シアン化合物（血球検査）	赤	10 リットル
	シアン化合物（実験廃液）	桃	5 "
	有機・無機水銀	水色	5 "
	フッ素化合物	黄緑	5 "
	重金属化合物	茶色	5 "
	写真廃液	灰色	5 "
	濃厚色素類	オレンジ	5 "
	その他	白	5 "
廃棄物 処理施設 処 理	酸類	黄	10 "
	アルカリ類	緑	10 "
	有機系廃液	黒	10 "
	クレゾール廃液	ガムテープ	10 "

いずれの容器にも書き込みができる名札を添付し、廃液内容（例えば、エタノール50ml）をマジックインキで記入すること。

混液の回収については、業者委託処理の項目を優先させます。例えば、高濃度の重金属を含むアルコール溶液は重金属化合物として回収すること。

廃液中には、濾紙、木片、ガラス片、金属片など、水に溶けない固形物は混入させないこと。

(2) 固形廃棄物の廃棄方法

- ①固形廃棄物は、可燃物、ガラス、金属、プラスチック、医療用廃棄物（注射器、注射針など）の5種類に分別して廃棄する。
- ②実験室、研究員室にそれぞれの廃棄容器を常備する。
- ③施設の2階廊下に5種類の間ステーションを設置する。
- ④実験者は必要に応じて各室の廃棄容器の固形廃棄物を中間ステーションに廃棄する。
- ⑤中間ステーションからの回収は施設担当者が行う。
- ⑥上記固形廃棄物は、すべて利用者の責任でバイオハザードおよびケミカルハザードが除去されたものとする。

6. 共同利用施設管理棟使用規則

第1条 霊長類医科学研究センター 共同利用施設管理棟（以下「管理棟」という。）は、霊長類医科学研究センター長（以下「センター長」という。）が必要と認めた者に使用させることができる。

第2条 管理棟の利用を希望する者は、所定の利用申込書に必要事項を記入のうえ、独立行政法人医薬基盤研究所筑波庶務課庶務係（以下「係」という。）に提出して、センター長の許可を受けるものとする。

第3条 センター長は管理棟使用を許可した者の氏名等を管理棟の管理業務を委託する社団法人予防衛生協会（以下「協会」という。）へ通知するものとする。

第4条 利用を許可された者（以下「利用者」という。）は、協会から管理棟カード（IDカード）を借用し利用するものとする。

2. 借用した管理棟カードは、利用中は各人が責任を持って所持し、利用終了時に協会へ返却するものとする。

第5条 利用者は、別に定める管理料を協会に支払うものとする。

第6条 利用者は次の事項に留意しなければならない。

- （1）火災、盗難及びその他事故防止に努める。
- （2）他人に迷惑を及ぼさないこと。
- （3）施設、設備及び備品は丁寧に扱うこと。

第7条 利用者は管理棟の施設、設備及び備品を破損又は紛失したときは原状に回復する責任を負うものとする。

附則 この規則は、平成17年4月1日から適用する。

医科学実験施設利用申請書

平成 年 月 日

霊長類医科学研究センター長 殿

申請者：

氏 名 印

所 属

T E L

F A X

E - mail

研究代表者名

医科学実験施設の利用を下記のとおり申請致します。

記

1. 研究課題名

2. 登録申請期間 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで
(単年度毎の登録を原則とします。)

3. 二階実験室使用の有無 : 有 無

4. 研究員室使用の有無 : 有 無

過去 6 ヶ月以内の胸部 X 線撮影により異常は認められておりません。

医科学実験施設の利用に際しては、

- 1) 使用にあたって何らかの損害を被っても、貴所の責任は一切問いません。
- 2) サル由来材料にはヒトに感染する病原微生物に汚染されている可能性があることを承知しており、施設内外での材料の取り扱いについてはバイオハザード防止の観点から当方の責任において十分に注意します。
- 3) ヒト、サル間に共通感染症があることを理解しており、動物飼育区域への立ち入りに際しては、本人、家族、近接者に結核、麻疹、風疹、インフルエンザ等の感染者がいる場合には事前に申告します。
- 4) バイオハザードの疑いのある事故が発生した場合には、「事故発生時の対応マニュアル」に従って所定の検査を実施し、これに関わる経費は自己負担とすることを了解します。

医科学実験施設利用継続申請書

平成 年 月 日

霊長類医科学研究センター長 殿

研究代表者名 _____ 印
所 属 _____

医科学実験施設の利用継続を下記のとおり申請致します。

記

1. 研究課題名

2. 実験従事者名・所属・基盤研オリエンテーション受講日・利用許可証番号

1)	年	月	日	第
2)	年	月	日	第
3)	年	月	日	第
4)	年	月	日	第
5)	年	月	日	第
6)	年	月	日	第
7)	年	月	日	第
8)	年	月	日	第

3. 登録申請期間 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで (単年度毎の登録を原則とします。)

過去 6 ヶ月以内の胸部 X 線撮影により異常は認められておりません。

医科学実験施設の利用に際しては、

- 1) 使用にあたって何らかの損害を被っても、貴所の責任は一切問いません。
- 2) サル由来材料にはヒトに感染する病原微生物に汚染されている可能性があることを承知しており、施設内外での材料の取り扱いについてはバイオハザード防止の観点から当方の責任において十分に注意します。
- 3) ヒト、サル間に共通感染症があることを理解しており、動物飼育区域への立ち入りに際しては、本人、家族、近接者に結核、麻疹、風疹、インフルエンザ等の感染者がいる場合には事前に申告します。
- 4) バイオハザードの疑いのある事故が発生した場合には、「事故発生時の対応マニュアル」に従って所定の検査を実施し、これに関わる経費は自己負担とすることを了解します。

医科学実験施設利用猶予届出書

平成 年 月 日

霊長類医科学研究センター長 殿

研究代表者名 _____ 印

所 属 _____

医科学実験施設利用の猶予を下記のとおり届出致します。

記

1. 研究課題名

2. 実験従事者名・所属・基盤研オリエンテーション受講日・利用許可証番号

1)	年	月	日	第
2)	年	月	日	第
3)	年	月	日	第
4)	年	月	日	第
5)	年	月	日	第
6)	年	月	日	第
7)	年	月	日	第
8)	年	月	日	第

3. 理 由

3. 猶予期間 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで
(30日間の猶予を限度とします。)

一時立ち入り許可申請書

平成 年 月 日

霊長類医科学研究センター長 殿

研究代表者名

所 属

下記のとおり医科学実験施設への入棟を申請いたします。

記

1. 立ち入り者：氏 名・所 属

1)

2)

3)

4)

5)

6)

2. 立ち入り日時： 平成 年 月 日 ()
時 分 ～ 時 分

3. 目 的： 1 納入 2 修理 3 見学
4 その他 ()

4. 対 応 担 当 者：

5. 責 任 者：

動物飼育区域への立ち入りに際しては、
本人、家族、近接者に結核、麻疹、風疹、インフルエンザの等の感染者はいません。

センター長
許可印

様式 3

時間外施設利用申請書

平成 年 月 日

霊長類医科学研究センター長 殿

下記のとおり申請します。

1. 研究者氏名

(研究者代表者名)

2. 日 時 平成 年 月 日 ()

① 時 分～ 時 分 (時間外使用)

② 時 分～ 時 分 (休日使用)

3. 理 由
(具体的に)

(注) 申請書の提出は平日においては利用当日の 16 時迄に、利用日が休日に当たる場合は、休前日の 15 時迄に医薬基盤研究所筑波庶務課庶務係へ提出すること。

センター長 許可印

別紙

共同利用施設管理棟利用申込書

平成 年 月 日

霊長類医科学研究センター長 殿

下記のとおり利用したいので申し込みます。

申請者氏名	ふりがな -----	性別 男・女
勤務先・部課名		TEL FAX E-mail
勤務先所在地		
緊急連絡先		TEL FAX E-mail
利用予定期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 (泊)	
責任者 氏名・連絡先		TEL FAX E-mail

III. 医科学実験施設利用について

1. 医科学実験施設の利用方法

医科学実験施設（以下「施設」という。）の利用方法等については次のとおりです。なお、施設の利用にあたっては、医薬基盤研究所霊長類医科学研究センター（以下「センター」という。）の定める「医科学実験施設利用規則・細則・手引き」（P5 ～ 9 参照）を遵守して頂くことになります。

(1) 施設の利用時間等

利用時間は平日の 8 時 30 分から 20 時です。時間外又は休日に施設を使用する際は、「時間外施設利用申請書（様式 3）」（P17 参照）を係へ提出して下さい。（「医科学実験施設利用における手引き」P8 ～ 9 参照）

(2) 動物飼育区域に入域するための留意事項

本施設に飼育されているサル類は、定期的に検査を行っていますが、人獣共通感染症が皆無とは言えません。また、実験の負荷により潜伏しているウイルス等が活性化する可能性がありますので、バイオハザード防御の観点から下記について十分に留意して下さい。

ア. 動物飼育区域ではサル類からヒトへの感染のみならず、ヒトからサル類への感染についても注意が必要です。本人、家族等がサル類へ感染する可能性のある疾病にかかっている疑いがある場合には、必ず事前に協会担当者へ申し出て下さい。

疾病例；結核、麻疹（はしか）、風疹、インフルエンザ等

イ. 動物飼育区域内で負傷した場合はどんなにささいな傷でも直ちに協会担当者に連絡して下さい。「事故発生時の対応マニュアル」に従って迅速に適切な処置を行う必要があります。

ウ. 動物室内の床が消毒薬等で濡れている場合は、すべりやすくなっていますので注意して下さい。

エ. サル類相互間の感染を防ぐため、サル類に触れた場合には、1 頭毎に消毒薬で手袋・腕カバー・ビニール前掛けを消毒して下さい。

オ. 動物室から退室する場合には、手袋および長靴を消毒して下さい。

(3) 動物飼育区域の利用について

ア. 入域の手順

①入域前に 2 階飼育技術員室に設置してある無線電話で入域の連絡。

②シャワー室で薬用石鹸を用いて手指を洗浄。

③防護衣類等

③-1 動物を扱う場合（見学のみでも動物室及び動物実験を行っている区域に入室する場合も含む）

a. 防護衣類（つなぎ服、頭巾、マスク、綿手袋、靴下）を着用し、長靴を履く。

b. 廊下でゴム手袋を着用。

c. 所定の場所で専用のビニール前掛け、腕カバーおよび防護面を着用。

③-2 見学、修理等で動物室に入室しない場合

a. 着衣の上に防護衣類（ガウン、頭巾、マスク、靴下）を着用し、サンダルを履く。

b. 廊下でゴム手袋を着用。

④廊下にある動物飼育区域入退室記録用紙に入室時間を記入。

イ. 退城の手順

- ①防護面を消毒後、所定の場所に保管。
- ②動物飼育区域入退室記録用紙に退室時間を記入。
- ③ゴム手袋は所定の箱に廃棄。
- ④最後の退出者は廊下、実験室等の消灯を確認。
- ⑤防護衣類等
 - ⑤-1 動物を扱った場合
 - a. ビニール前掛け、腕カバーは用意した消毒薬槽に浸した後、所定の場所に返却する。
 - b. シャワー室で着用した防護衣類を脱ぎ、滅菌缶に入れる。
 - c. シャワーで十分に体を洗い流す。
 - ⑤-2 見学、修理等のみで動物に触れなかった場合
 - a. 防護衣類を脱ぎ、滅菌缶へ入れる。
 - b. 手指を逆性石鹼で洗浄する。
- ⑥最後の退出者はシャワー室の消灯を確認する。

ウ. 動物飼育区域への機器等器材の持ち込み（区域からの持ち出し）

- ①機器等機材に紫外線照射、アルコール噴霧等十分な消毒を行う。
- ②小型の物品を動物飼育区域に持ち込む（区域から持ち出す）場合は、パスボックスまたはダムウエーターを使用。
- ③大型の機器等を持ち込む（持ち出す）場合は、シャワー室、後室又は受入出口を使用。
（使用の際は、あらかじめ担当者に申し出てください。）

エ. 備品の使用

動物飼育区域内の実験室および備品の使用を希望される場合には、あらかじめ協会担当者に申し出ていただき、その指示に従って下さい。なお、これらの備品を使用して動物に処置等を行った場合は、使用後十分に消毒を行って下さい。

オ. 動物飼育区域への入室制限

動物飼育区域では実験、飼育管理上入室制限されている部屋がありますので協会担当者に確認の上で入室して下さい。

カ. 動物飼育区域から出るゴミの分別

- ①固形廃棄物は、可燃物、ガラス、金属、プラスチック、医療用廃棄物（注射器、注射針など）の5種類に分別して廃棄する。

(4) 2階実験室の利用について

- ア. 実験室では、専用の白衣を着用し履物に替えて下さい。
- イ. 実験室使用後は、その都度整理清掃を行って下さい。
- ウ. 実験で出た廃棄物は、利用者が責任を持って処理して下さい。
（「Ⅱ - 5 実験廃液・固形廃棄物の廃棄方法」P11 参照）

(5) 実験室等での研究用備品等の使用

施設には「Ⅶ 医科学実験施設備品リスト」（P31 参照）に記載されている備品が整備されていますのでご利用下さい。2階実験室に設置された備品の使用にあたっては、あらかじめ機器管理者に申し出て、その指示に従って下さい。

2. 施設内における事故発生時の対応

サル類による咬傷、針刺し、サル血液や汚物等で眼および粘膜面に接触事故あるいは、汚染されたサルケージ等による負傷事故が発生した場合は協会職員に連絡し、次の「事故発生時の対応マニュアル」に従い負傷の程度にかかわらず迅速に対応して下さい。

事故発生時の対応マニュアル

負傷者

救急箱に必要なものは用意されています

ただちに作業を中止し負傷部位を流水でよく洗浄し、侵入物、血液を十分にしぼり出す



流水で、深部まで必要に応じブラシを使って十分に洗う

(眼や粘膜は大量の滅菌生食水か流水で十分に洗う)



ヨードチンキまたはイソジン塗布



すぐに動物室より出て(実験、検査を中止して)指定病院に行く

(担当者が用意した問診書を持参)



病院で問診書を見せて説明し、治療とともに採血をしてもらう

(血液を持ち帰り基盤研の指示に従い予防衛生協会が管理保存)



負傷1ヵ月後、病院で再度採血してもらう

(血液を持ち帰り基盤研の指示に従い予防衛生協会が管理保存)

* 血液は感染症の疑いをもたれた場合の原因究明のために使用します。それ以外の目的では使用いたしません

介護者

負傷者の治療の補助



担当者に連絡

(担当者が、協会、基盤研への連絡、病院の手配、状況の確認、関与したサルの採血等を迅速に行う)

3. 施設へのサル類の導入

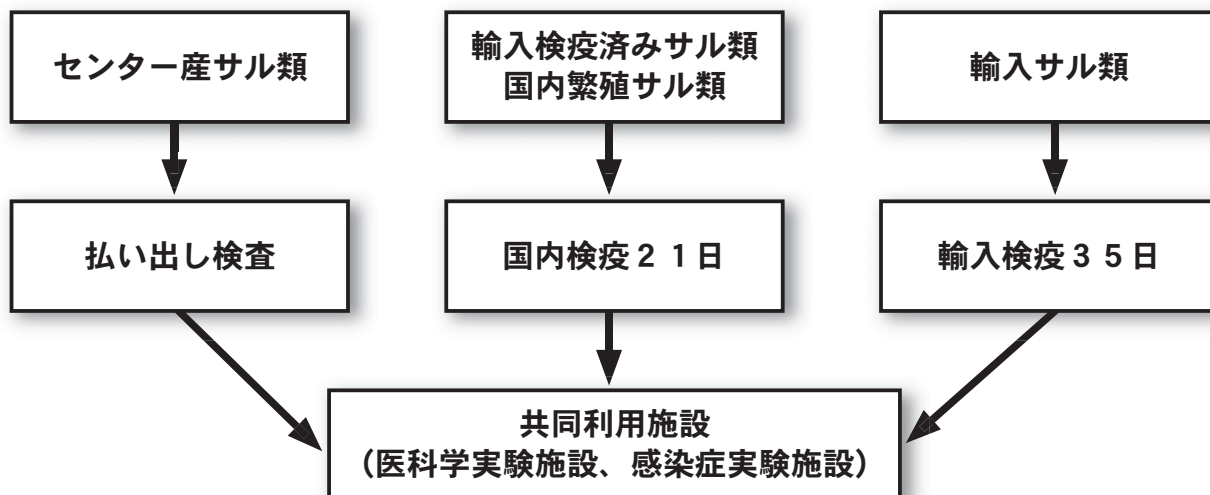
センター産サル類あるいは検疫を終了したサル類の共同利用施設（医科学実験施設、感染症実験施設）への導入は協会が行います。（施設の利用状況等により非感染実験施設に留め置く場合もあります。）

センター産サル類は当該年度にセンターが医科学実験施設へ供給を予定する頭数の範囲内で研究者に配分し基盤研から無償で貸与されます。検疫の必要はありませんが施設へ導入するにあたり、規定の検査を受けていただきます。

輸入あるいは国内の他の施設から導入しようとする場合は、基盤研が導入を承認した後に協会に検疫を委託してセンターの検疫施設で一定期間の検疫を受け、かつセンターが定める検疫終了判定基準を満たしてから導入となります。検疫中の検査項目、費用等の詳細については別冊「検疫のしおり」をご覧ください。

また、動物の導入日は動物室の利用状況により調整させていただきます。導入希望日が決まり次第、協会担当者までご連絡下さい。

サル類の導入フロー



払い出し検査

センター産のサル類を導入する場合であり、センター「諸内規および作業方式」に従い（共同利用施設への）払い出し検査を実施する。

国内検疫

輸入検疫済み又は国内繁殖サルについては21日間の国内検疫を実施する。

輸入検疫

輸入サル類を直接導入する場合は法定検疫を含む35日間の輸入検疫を実施する。

医科学実験施設導入検査判定基準

1. ツベルクリン試験が陰性であること。
2. 赤痢菌およびサルモネラの感染が無いこと。
3. 重度の寄生虫感染が無いこと。
4. Bウイルス、サル水痘ウイルス抗体が陰性であること。
5. サル類およびヒトに係わる重篤な感染症がないこと。

IV. 飼育管理・研究支援について

1. 飼育管理等業務の内容

この施設に収容されるサル類は、熟練した獣医師と動物管理技術者によって健康管理や飼育管理が行われます。さらに動物の状態を専用のコンピュータに入力していますので、飼育中に異常が認められた場合には、迅速かつ適切に対応することが可能です。収容中のサル類に疾病、外傷等が発見された場合には研究者から送付されたサル類健康管理シート（P28 参照）に従い、協会獣医師が治療等を行います。

なおこの施設で行われる飼育管理および研究支援は協会が別に定める「研究支援実施要領」に基づいています。

(1) 飼育管理等の主な業務内容

ア. 観 察

サル類の健康状態や異常の有無等について所定の方式により観察し、その結果をコンピュータに入力する。

イ. 清 掃

飼育室の床に消毒薬を散布し、飼育ケージおよび床を洗浄する。

ウ. 給 餌

原則として、給餌は1日あたり青果（リンゴ 100 g）、固型飼料（アカゲザル 100 g、カニクイザル 70 g、新世界ザル 50 g）を与える。

エ. 治療、処置等

サル類に疾病、外傷等の異常が認められた場合は、直ちに研究者の指示したサル類健康管理シートに従って適切な処置を行う。

* 飼育管理方法については利用者の要望を取り入れることも可能ですのでご相談下さい。

2. 定期健康診断

この施設では、多くの実務者とそれに伴う関係者の出入りがある中でサル類が飼育されています。そこで飼育中のサル類における感染予防については十分に配慮する必要があります。そのため、特定感染症の蔓延を防止する目的で、施設で飼育されているサル類について年に一度の定期健康診断を行います。

(1) 検査の時期になりましたら、日程の調整を行いご連絡させていただきます。

(2) 検査は麻酔下で行います。

(3) 外部寄生虫駆除のためメトリホナートによる薬浴を行います。

(4) 次の検査項目は必ず行うことになります。

外 部 検 査 : 獣医師による触診、聴診、口腔内検査

ウ イ ル ス 抗 体 検 査 : Bウイルス、サル水痘ウイルス

ツベルクリン反応試験

寄 生 虫 検 査

血 液 検 査

生 化 学 検 査 : TP、ALB、BUN、GLU、GOT、GPT、CRP

(5) ウイルス抗体検査やツベルクリン反応試験で陽性と判断された場合、又はその他重篤な感染症が疑われた場合には実験を中止していただきます。また、動物の処置についてご相談させていただくことになります。

(6) 上記以外の検査を希望される場合は申し出て下さい。

3. 研究支援業務の内容

施設で飼育される実験用サル類の実験補助等の研究支援に関する具体的な実施内容については次のとおりになります。

(1) 研究支援の主な業務

ア. 保定、材料採取、投与

サルの捕獲、麻酔、体重測定、保定、採血、採便、採尿等

薬剤の経口・経鼻投与、筋肉内・皮下・皮内・静脈内注射等

イ. 特殊技術処置

ツベルクリン反応試験、外部検診、点滴注射、薬浴、安楽死、入れ墨

脳脊髄液採取、骨髄液採取、精液採取、リンパ節摘出術、開腹手術

中心静脈カテーテル留置、気管内洗浄、犬歯カット、犬歯抜歯、帝王切開

解剖および臓器分配、放射線照射、アフエレーシス等

ウ. 実験補助

吸入麻酔、手術助手、解剖助手、実験助手、血液処理、検体保存、各種測定及び送付等

エ. 生体検査

超音波検査、骨量測定、妊娠診断、心臓エコー検査、糖負荷試験、脳波測定、

心電図・血圧測定、眼底撮影、網膜電位測定、レントゲン撮影、MRI等

オ. 特殊管理

周術期管理、周産期管理、新生仔人工哺育管理、集中治療管理、ケミカルハザード管理等

カ. 検査

血液検査、生化学検査、血液凝固系検査、ウイルス検査、

細菌検査および薬剤感受性試験、病理組織検査等

キ. その他

ご要望があれば相談に応じます。

V. 契約および料金について

1. 利用者と予防衛生協会の事前調整および提出していただく書類

利用者に施設利用承認が決定されてからサル類を施設へ導入し実験開始となります。協会では施設へ導入するサル類に関して、検疫検査の日程やこれに関連する事務手続き、飼育管理方法及び研究支援等について利用者と個別に打合せをさせていただきます。協会との委託契約締結時に次の書類を契約担当者まで提出願います。

- (1) 飼育管理業務依頼書 協会（様式 1）P26 参照
- (2) 研究支援業務依頼書 協会（様式 2）P27 参照
- (3) サル類健康管理シート 協会（様式 3）P28 参照

2. 飼育管理・研究支援に係る委託契約と料金等

(1) 委託契約の締結

これらの業務の実施にあたっては、事前に利用者と協会の双方の合意に基づき、当該業務に係る条項を明らかにした契約の締結が必要です。

なお、この委託契約に係る様式および内容については、協会が別に定める「共同利用施設（霊長類医科学実験施設、霊長類感染症実験施設）および非感染実験施設における医学実験用サル類飼育管理等業務委託契約書」および「共同利用施設（霊長類医科学実験施設、霊長類感染症実験施設）および非感染実験施設における研究支援業務委託契約書」に明記されています。

(2) 飼育管理料金及び研究支援料金の支払方法

ア. 飼育管理料金および研究支援料金については下欄の「飼育管理料金表」および P32 ～ 37 の「研究支援料金一覧表」をご覧ください。

イ. 飼育管理料金・研究支援料金の支払いは、研究が終了した月の翌月 20 日までに請求書を利用者あてに送付いたします。指定された期日までに納入して下さい。

なお、請求方法等につきましては別途ご相談に応じます。

飼 育 管 理 料 金 表

(/ 頭 / 日)

施 設 区 分	本体料金	消費税	料金
医科学実験施設	7 6 2 円	3 8 円	8 0 0 円
感染症実験施設 P 3 (BSL 3) 区域	9 5 3 円	4 7 円	1, 0 0 0 円
感染症実験施設 P 2 (BSL 2) 区域	8 5 8 円	4 2 円	9 0 0 円
非感染実験施設	2 8 6 円	1 4 円	3 0 0 円

平成 1 7 年 4 月 1 日

協会（様式 1）

飼育管理業務依頼書

平成 年 月 日

社団法人 予防衛生協会 殿

住 所

所属施設名

氏 名

印

貴協会に共同利用施設（医科学実験施設、感染症実験施設）および
非感染施設におけるサル類の飼育管理業務を下記のとおり依頼する。

記

業務内容：飼育管理等業務

【委託動物】

サル種：

頭 数：

飼育管理予定期間

平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

協会（様式 2）

研究支援業務依頼書

平成 年 月 日

社団法人 予防衛生協会 殿

住 所

所属施設名

氏 名 印

貴協会に研究支援業務を下記のとおり依頼する。

記

業務内容：研究支援業務

業務委託予定期間

平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

協会（様式 3）

サル類健康管理シート

所属施設名

利用申請者

研究課題

研究予定期間 年 月 日 ～ 年 月 日

研究責任者

[illegible]

住所

連絡先 Tel: Fax: E-mail:

緊急連絡先

研究担当者

	所	属	役職	名前
--	---	---	----	----

住所

連絡先 Tel: Fax: E-mail:

緊急連絡先

1. 事故、外傷、下痢、疾病などの対応

ア. 協会獣医師に委任する（研究者への連絡は行う）。

イ. 研究者に連絡後処置を行う。

ウ、無処置とする。

エ. その他 ()

2. 事故、外傷、下痢、疾病などの診断に必要な検査について

ア. 協会獣医師に委任する（研究者への連絡は行う）。

イ. 研究者に連絡後処置を行う。

ウ. 検査を行わない。

エ. その他 ()

3. 緊急、切迫時の対応

ア. 協会獣医師に委任する（研究者への連絡は行う）。

イ. 研究者に連絡後処置を行う（連絡がとれるまで、無処置とする）。

ウ、無処置とする。

エ. その他 ()

4. 死亡時の対応

ア. 協会獣医師に委任する（研究者への連絡は行う）。

イ. 研究者に連絡後処置を行う（連絡がとれるまで、無処置とする）。

ウ、無処置とする。

エ. その他 ()

5. 研究終了後のサル類の扱いについて

終了後、生存している場合、再利用ザルとして供出 する ・ しない

6. 死亡または安楽死時の材料について

有効利用のため、不要臓器は材料提供を ☐ 行う ☒ 行わない

VI. 共同利用施設管理棟について

センター内には医科学実験施設利用者のための宿泊施設（共同利用施設管理棟）が整備されています。共同利用施設管理棟の利用方法については次のとおりです。

1. 利用者の資格

共同利用施設管理棟（以下「管理棟」という。）は、霊長類医科学研究センター長（以下「センター長」という。）が必要と認めた方が使用できます。

2. 利用の申請

管理棟の利用を希望される場合は、「霊長類医科学研究センター 共同利用施設管理棟利用申込書（別紙）」（P18 参照）必要事項を記入のうえ、利用開始 1 週間前までに独立行政法人医薬基盤研究所筑波庶務課庶務係に提出して下さい。

3. 利用者負担の経費

利用者には、管理棟で直接要する実費相当分（1 日 2,000 円、消費税含む）の管理料を負担していただきます。

4. 利用の手続き

利用を許可された方は、共同利用施設管理棟（宿泊室）の管理を委託されている予防衛生協会（総務部）に利用料を支払った後に宿泊室カード（ID カード）を受け取り、利用することになります。利用期間中は各人が責任を持って宿泊室カードを所持し、利用終了時に協会（総務部）に返却して下さい。

5. 食事・寝具等

- (1) 管理棟での食事提供はありません。
- (2) 各部屋にベッド・テレビ等が備え付けられていますので御利用下さい。

6. 生活上の注意

- (1) 付近住民の方の迷惑となるような行為は特に注意して下さい。
特に管理棟内外での大声、騒音は固くお断りいたします。

(2) 利用者の安全と施設、設備等の保全のため火元にお気をつけ下さい。このため次のことを厳守して下さい。

①全館禁煙です。

②電熱器具及び石油ストーブ等の持ち込みは禁止しております。

(3) 施設、設備、備品等の保全に注意して下さい。故意又は重大な過失によって損失した場合は、弁償を求めることもあります。

(4) 部屋はオートロックになっていますので、部屋を出る時は必ず宿泊室カードを持って出るようにして下さい。

(5) 第三者へのカードの又貸し、利用許可を受けない者を管理棟内に入れることはできませんので注意して下さい。

(6) 非常階段は常時施錠しておりますので、非常の場合以外は使用しないで下さい。

(7) 利用期間中の部屋の掃除等はいりません。

7. 長期祝日期间の利用

年末年始、ゴールデンウィーク等長期にわたって管理者が不在となる期間の利用はできない場合がありますのでご了承下さい。

VII. 医科学実験施設備品リスト

品 名	設 置 場 所
一階動物飼育区域	
輸液ポンプ	手術室, I C U室, 動物室
I C Uユニット	I C U室
酸素濃縮機	I C U室
高圧滅菌器	脳機能測定室, 手術室, 手術準備室, ICU前室, 解剖室, 小動物室, 洗濯室
自動現像装置	レントゲン暗室
透視レントゲン撮影装置	レントゲン室
X線照射装置	レントゲン室
超音波診断装置	レントゲン室
心電計	レントゲン室
無影灯 (固定式)	手術室, 手術準備室, 解剖室, ICU室, レントゲン室
解剖室安全キャビネット	解剖室
解剖室安全キャビネット(オープン)	解剖室
電動ノコギリ	解剖室
超低温フリーザー	解剖室
低温フリーザー	解剖室
ベッドサイドモニター	手術室
高周波メス	手術室
吸入麻酔器	M R I 室
血液成分分離装置	手術室
手術用顕微鏡	手術室
脳定位固定装置	手術室
ナビゲーション	手術室
顕微鏡	手術準備室
MRI 装置	M R I 室
誘発電位検査装置	脳機能測定室
除振台	脳機能測定室
遠心器	生態機能測定室
生化学自動分析装置	生態機能測定室
電解質アナライザー	生態機能測定室
多項目自動血球計算装置	生態機能測定室
安全キャビネット	生態機能測定室
電子天秤	生態機能測定室
血液凝固系検査装置	生態機能測定室
血液ガス分析装置	生体機能測定室
アイソレーター	人工哺育室
二階実験室区域	
コピー機	研究員室
純水製造装置	洗浄室
製氷器	洗浄室
大型乾燥機	洗浄室
超音波洗浄装置	洗浄室
超音波ビベット洗浄機	洗浄室
E O G 滅菌器	洗浄室
高圧滅菌器	洗浄室, DNA, 蛋白・細胞化学, 遺伝子治療, 病理実験室, 凍結切片室
ヒートシーラー	洗浄室, DNA 実験室
高速冷却遠心機	遠心機室
超遠心機	遠心機室
液体窒素タンク	中央機器室

品 名	設 置 場 所
安全キャビネット	DNA, RNA, 蛋白・細胞化学, 遺伝子治療実験室, 凍結切片室
低温フリーザー	DNA, RNA, 蛋白・細胞化学, 遺伝子治療実験室, 凍結切片室
薬用ショーケース	DNA, RNA, 蛋白・細胞化学, 遺伝子治療, 病理実験室
ドライ真空ポンプ	DNA, RNA, 蛋白・細胞化学, 遺伝子治療, 病理実験室
微量高速冷却遠心機	DNA, RNA, 蛋白・細胞化学, 遺伝子治療実験室
恒温振とう水槽	DNA, 遺伝子治療実験室
カプセル遠心機	DNA, 遺伝子治療実験室
低速冷却遠心機	DNA, 蛋白・細胞化学, 遺伝子治療実験室
薬用保冷库	DNA, 蛋白・細胞化学, 遺伝子治療実験室, ミクロトーム室
超純水製造装置 (ミリQ水)	DNA, 蛋白・細胞化学実験室
マグネチックスターラー	DNA, 蛋白・細胞化学実験室
ミキサー	DNA, 蛋白・細胞化学実験室
ペリスタポンプ	DNA, 蛋白・細胞化学実験室
超低温フリーザー	DNA, 蛋白・細胞化学実験室, 中央機器室, 遠心機室
恒温インキュベーター	DNA 実験室
パーソナルインキュベーター	DNA 実験室
サブマリンゲル電気泳動装置	DNA 実験室
電気泳動槽	DNA 実験室
電気泳動用安定電源	DNA 実験室
ゲル乾燥処理装置	DNA 実験室
ゲル撮影装置	DNA 実験室
オートドライデシケーター	DNA 実験室
塩ビ製耐震薬品保管庫	DNA 実験室
振とう培養器	DNA 実験室
上皿天秤	DNA 実験室
分析天秤	DNA 実験室
pH メータ/イオンメータ	DNA 実験室
アルミブロック恒温槽	DNA 実験室
振とう器	DNA 実験室
蛍光顕微鏡	フローサイトメトリー室
マルチガスインキュベーター	遺伝子治療実験室
実体顕微鏡	遺伝子治療実験室
倒立顕微鏡	遺伝子治療実験室, 病理実験室
CO2 インキュベーター	蛋白・細胞化学, 遺伝子治療実験室
培養顕微鏡	蛋白・細胞化学, 遺伝子治療実験室
生物顕微鏡	蛋白・細胞化学, 飼育技術員室
デンシドメーター	蛋白・細胞化学実験室
プログラムフリーザー	中央機器室
密閉式自動固定包埋装置	病理実験室
パラフィン融解器	病理実験室
パラフィン融解用恒温槽	病理実験室
包埋センター	病理実験室
回転式ミクロトーム	ミクロトーム室
滑走式ミクロトーム	ミクロトーム室
パラフィン伸展器	ミクロトーム室
スライドウォーマー	ミクロトーム室
切片乾燥用インキュベーター	ミクロトーム室
クリオスタート	凍結切片室

VIII. 研究支援料金一覧表

(金額には消費税は含まれておりません)

項番	項 目	金 額	摘 要
1) 保定：動物に処置を行う場合は下記の保定を行います。体重測定は必要に応じて行います。雄ザルの無麻酔下保定の場合は原則として体重3kg以下までとします。また、動物の状態（性格が狂暴等）や処置条件（ケミカルハザード、バイオハザード物質投与中で保定時に暴露を受ける危険が考えられる場合等）により不可能な場合があります。			
1	挾体保定	400	ケージに付帯した挾体板により動物を保定します。
2	捕獲箱による捕獲	800	無麻酔で動物をケージから捕獲箱に追い込みます。
3	無麻酔下保定	2,100	無麻酔で動物を捕獲し保定します。
4	ケージ内保定	4,500	無麻酔でケージ内において動物の体の一部をケージに保定します。
5	モンキーチェア保定	4,400	無麻酔で捕獲した動物をモンキーチェアに保定します。
2) 麻酔：動物にケージ外で直接処置を行う場合は原則として下記麻酔処置を行います。麻酔薬、処置に必要な基本的な消耗品および麻酔薬投与時の挾体保定は料金に含まれています。			
6	塩酸ケタミン麻酔	1,700	塩酸ケタミン筋注による麻酔。1回の投与で約15分間の鎮静が可能です。追加麻酔を行う場合は下記5)-30の筋肉内注射及び塩酸ケタミンの料金を加算させていただきます。
7	キシラジン・塩酸ケタミン麻酔	1,800	キシラジンと塩酸ケタミン混合薬筋注による麻酔。約30分間の鎮静が可能です。
8	ペントバルビタール麻酔	3,200	塩酸ケタミン筋注による鎮静後、ペントバルビタール静脈内注射により麻酔（過剰量投与で安楽死に適用）します。
9	ケタミン点滴麻酔	16,300	塩酸ケタミン筋注による鎮静後、点滴により麻酔覚醒状態に応じて静脈内へ塩酸ケタミンを追加します。
10	イソフルレン吸入麻酔	24,500	塩酸ケタミン筋注による鎮静後、挿管しイソフルレンによる吸入麻酔管理を行います。麻酔時間が2時間以上の場合は下記2)-11の延長料金を加算させていただきます。
11	イソフルレン吸入麻酔延長分	6,300	吸入麻酔延長1時間単価。
3) 材料採取：材料採取に必要な基本的な消耗品は料金に含まれています。作業に応じて保定又は麻酔料金を加算させていただきます。			
12	採便（落下便）	400	落下便を採材します。
13	採便（直採便）	500	動物の肛門から綿棒等で直接便を採材します。
14	直採尿	1,900	雄ではカテーテル、雌ではゾンデを用いて膀胱内の尿を採取します。
15	自然排出尿採取	900	採尿架台をセットし自然排出尿を回収します。
16	採血 A	1,400	血液量12ml以下を採取します。
17	採血 B	1,800	血液量12ml超、30ml以下を採取します。
18	採血 C	2,800	血液量30ml超、60ml以下を採取します。
19	採血 D	5,400	安楽死を行う場合に、心臓より血液を採取します。
20	咽頭ぬぐい液採取	1,300	滅菌綿棒により咽頭部粘液を採取します。
21	脊髄液採取	2,500	腰椎穿刺により脳脊髄液を採取します。採取量は0.5ml以下となります。
22	骨髓液採取	6,200	腸骨、座骨穿刺により採取します。採取量は5ml以下となります。
23	精液採取	8,300	電気刺激装置により精液を採取します。
4) 投与：投与に必要な基本的な消耗品は料金に含まれています。投与する薬品費および作業に応じて保定又は麻酔料金を加算させていただきます。また、薬物の微量計量を必要とする場合は実施にかかわる時間をラボワーク時間として加算させていただきます。			
24	経口投与 A	700	薬物を青果に塗布もしくは埋め込んで投与します。

項番	項 目	金 額	摘 要
25	経口投与 B	1,200	口腔内に直接投与します。
26	経口投与 C	1,900	経口または経鼻で栄養カテーテルにより胃内投与します。
27	点 眼	400	薬液を点眼投与します。
28	鼻腔内投与	500	点鼻もしくは鼻腔内注入により投与します。
29	腹腔内投与	2,700	腹腔内に投与します。
5) 注射：投与に必要な基本的な消耗品は料金に含まれています。投与する薬物および作業に応じて保定又は麻酔料金を加算させていただきます。また、薬品の微量計量を必要とする場合は実施にかかわる時間をラボワーク時間として加算させていただきます。			
30	筋肉内注射	800	筋肉内注射により投与します。
31	皮下注射 A	700	皮下注射により投与します（投与量 6ml 以下）。
32	皮下注射 B	900	皮下注射により投与します（投与量 6ml 超）。
33	皮内注射	900	皮内注射により投与します。
34	静脈内注射 A	2,000	静脈内注射により投与します。
35	静脈内注射 B	2,700	翼状針を用いて静脈内注射により投与します。
36	経留置針注射	4,100	留置針を留置した後静脈内注射により投与します。
37	点滴注射 A	6,700	留置針を留置して点滴により投与します。
38	点滴注射 B	7,400	インフュージョンポンプもしくはシリンジポンプを用いて留置針を留置して定量点滴により投与します。
39	点滴注射 C	1,000	ティザーにより中心静脈カテーテルをセットした状態で、点滴用薬液の交換、追加、注入等ラインの接続操作を行います。
40	輸 血	9,800	留置針を留置し輸血を行います。輸血用の血液採取、クロスマッチ試験（必要な場合は、ラボワークで実施します）は料金に含まれていません。
6) 観察：観察に必要な基本的な消耗品は料金に含まれています。作業に応じて保定又は麻酔料金を加算させていただきます。			
41	外部保定検診	1,100	触診等による外部保定検診、口腔内検査、聴診および視診を行います。
42	指定行動観察	1,100	指定行動項目について 5 分間の観察、記録を行います。
43	尿量、飲水量測定	1,500	採尿架台および飲水バックをセットし一日の飲水量、尿量を計量します。
44	体温測定	200	直腸温の測定を行います。
7) 処置 A：処置に必要な基本的な消耗品および摘要に記載されている薬品は料金に含まれています。作業に応じて保定又は麻酔料金を加算させていただきます。			
45	外用薬塗布	900	術創等へ外用消毒剤およびエアゾール式殺菌性プラスチック包帯材を塗布します。
46	浣腸 A	1,100	50% グリセリン 20 ～ 50ml 浣腸により浣腸を行います。
47	浣腸 B	1,700	カテーテルを肛門より挿入して腸管内のガスを抜去します。
48	薬 浴	1,400	全身の温水による薬浴を行います。消毒薬以外の薬品は料金に含まれていません。
49	カテーテル留置；食道	2,500	経口投与を行うために栄養カテーテルを食道内に留置し鼻腔または頬に簡易固定します。
50	カテーテル留置；腹腔	10,300	経皮的にカテーテルを腹腔に留置します。ただしカテーテル、留置カテーテル維持のためのジャケットは料金に含まれていません。
51	アフエレーシス	40,300	動脈血を回収し、体外循環装置を経由して、単核球を分離後静脈より血液を返血（全血を 2.5 回循環）します。準備、プレラン、後片づけは含まれています。アフエレーシス、プライミング用の血液採取、カテーテルの留置、回収されたサンプルの処理等は料金に含まれていません。

項番	項 目	金 額	摘 要
52	放射線照射	20,600	照射装置をウォーミングアップし、動物を照射台に固定し、モニタリング下で X 線照射を行います。
8) 処置 B：処置に必要な基本的な消耗品および麻酔は料金に含まれています。			
53	死体処理	3,400	死体をビニール袋に封入後焼却処分します。
54	入れ墨	8,600	塩酸ケタミンによる麻酔下で、大腿部又は腹部への個体識別のための入れ墨を行います。
55	人工授精	3,700	塩酸ケタミンによる麻酔下で、ゾンデを子宮内に挿入して精液を注入します。ただし、子宮内に入らない場合は腔内に注入します。
56	腹膜透析	11,400	留置した腹腔カテーテルを経由して行います。カテーテルはティザー装置で維持し動物をケージ内に保持した状態で、一日 3 回透析液の交換を行います。カテーテル留置および透析液等薬品費は料金に含まれていません。
57	気管内洗浄	17,800	塩酸ケタミンによる麻酔下で、気管チューブを挿管し、サクシオンカテーテルで洗浄、洗浄液の回収による肺胞内細胞の採取等を行います。
58	犬歯カット	22,700	塩酸ケタミンによる麻酔下で、上顎犬歯のカットおよび下顎犬歯の研磨を行います。
59	犬歯抜歯	20,500	塩酸ケタミンによる麻酔下で、上顎犬歯の抜歯および下顎犬歯の研磨を行います。
9) 解剖：安楽死、斃死した動物から臓器の摘出、分配、死体の処理を行います。安楽殺、灌流固定、凍結ブロック作成は料金に含まれていません。病理組織診断は解剖時の所見とともに総合診断を行います。病理組織検索において、特殊染色、免疫染色等については別途ご相談に応じます。			
60	解剖 A	26,000	肉眼所見の記載、臓器分配（脳摘出を含む）を行います。
61	解剖 B	22,000	肉眼所見の記載、臓器分配（脳摘出を含まず）を行います。
62	解剖 C	22,100	指定臓器の採取分配（脳摘出を含む）を行います。
63	解剖 D	18,800	指定臓器の採取分配（脳摘出を含まず）を行います。
64	全身病理診断 A	35,000	脳以外の主要臓器検索、切片返却なし（特殊な臓器、切り出し指定等については別途、ご相談に応じます）
65	全身病理診断 B	40,000	脳以外の主要臓器検索、切片返却あり
66	全身病理診断 C	45,000	脳を含む主要臓器検索、切片返却なし
67	全身病理診断 D	50,000	脳を含む主要臓器検索、切片返却あり
68	部分病理診断 A	5,000	生検材料 1 標本、切片返却なし（同一個体における標本追加の場合は別途、ご相談に応じます）
69	部分病理診断 B	6,000	生検材料 1 標本、切片返却あり
10) 手術：手術に必要な基本的な消耗品および麻酔は料金に含まれています。			
70	皮膚バイオプシー	12,300	皮膚組織を採取します。
71	中心静脈カテーテル留置手術	61,100	頸静脈から心臓へのカテーテル留置手術を行います。透視造影でカテーテル挿入位置を確認します。IVH カテーテルは料金に含まれていません。
72	採卵手術	37,700	開腹し、卵巣より卵を採取します。
73	体表リンパ節摘出術	16,100	鼠径または腋窩リンパ節を摘出します。
74	帝王切開	47,700	術前の胎仔の心拍を確認し、帝王切開により胎仔摘出、蘇生を行います。
75	試験開腹手術	41,200	開腹し腹腔内の状態の観察、処置を行います。
76	骨髓採取術	46,900	吸入麻酔下で、腸骨、坐骨からの 50ml 骨髓液採取手術を行います。
11) 実験補助：研究者が行う手術や解剖の準備、後片づけや実験における補助、支援を行います。			

項番	項 目	金 額	摘 要
77	手術前準備、後片付け A	10,400	手術室準備、片付けを行います。手術器具の準備、滅菌は利用者が行います。
78	手術前準備、後片付け B	20,500	手術室準備、片付けを行います。手術器具は利用者の持ち込みとしますが、滅菌、洗浄等の準備は行います。
79	手術前準備、後片付け C	24,100	手術室準備、後片付けを行います。必要な手術器具を滅菌して準備いたします。
80	解剖前準備、後片付け A	9,700	解剖室準備および後片付けを行います。
81	解剖前準備、後片付け B	17,000	解剖室準備および後片付けを行います。解剖器具を準備いたします。
82	実験助手	700	手術、解剖、実験等の助手を行います。（5 分間あたりの単価）
12) 生体検査：各種検査を行い、結果を提示いたします。検査に必要な基本的な消耗品は料金に含まれています。特に記載のない場合は、作業に応じて保定又は麻酔料金を加算させていただきます。			
83	ツベルクリン反応試験	2,100	ツベルクリン液皮内接種、コントロールとして対側への生食の接種し、48 時間、72 時間後に判定をします。
84	尿検査	500	尿検査試験紙による判定、記録を行います。採取尿は料金に含まれていません。
85	血糖値測定	700	グルコスターを用いてグルコスティックによる血糖値簡易定量を行います。採血は料金に含まれていません。
86	糖負荷試験	23,000	塩酸ケタミンによる麻酔下（必要に応じて追加麻酔も含みます）で試験前採血および 50% ルコース 1ml/kg 静脈内注射後 10、20、30、60、90 分後採血を行います。検査は料金に含まれていません。
87	レントゲン撮影	4,400	レントゲン撮影、フィルム現像を行います。3 枚以上撮影を行う場合はレントゲンフィルム費を加算させていただきます。
88	レントゲン透視検査	3,800	レントゲンによる透視を行います。造影する場合は造影剤費、投与料金を加算させていただきます。
89	MRI 撮像	36,000	1 回 2 時間以内の撮像（T1、T2、プロトン、Diffusion、Perfusion（麻酔管理、静脈内留置、造影剤は料金に含まれていません。2 時間以上の撮像は実験助手で積算させていただきます。）
90	骨量測定	2,700	骨量計を用いて腰椎撮影により骨量の測定を行います。
91	体脂肪率測定	4,000	骨量計を用いて全身撮影により体脂肪率の測定を行います。骨量測定を同時に行う場合は当該料金に 1.5 を乗じた金額とさせていただきます。
92	超音波断層検査	10,500	超音波画像診断装置を用いて超音波診断を行います。
93	超音波妊娠診断	7,000	超音波画像診断装置を用いて妊娠の有無、週齢の推定、胎仔心拍の確認を行います。
94	心臓ドプラー超音波検査	10,500	超音波画像診断装置を用いて心臓機能超音波診断、流量計測を行います。
95	腹腔鏡検査	29,300	腹腔鏡を用いて腹腔内の観察、処置を行います。
96	眼底撮影	3,800	眼底カメラを用いて眼底撮影を行います。フィルム費、現像は料金に含まれていません。
97	眼圧測定	1,600	眼圧計を用いて眼圧測定を行います。
98	網膜電位	10,300	誘発脳波計を用いて網膜電位の測定を行います。
99	心電図、血圧測定	4,600	生体モニター装置を用いて肢誘導による心電図計測、非観血的血圧測定を行います。
100	皮質脳波測定	9,000	誘発脳波計を用いて 6 誘導による皮質脳波を記録します。
101	誘発脳波測定	9,200	誘発脳波計を用いて聴覚脳幹部誘発電位、光刺激視覚誘発電位、体性感覚誘発電位等の測定を行います皮質脳波測定を同時に行う場合は当該料金に1.5を乗じた金額とさせていただきます。

項番	項 目	金 額	摘 要
13) サンプル処理：動物由来材料の処理等を行います。血液、細胞、ウイルス等の検査については別冊「検査のしおり」をご覧ください。			
102	血清、血漿分離、保存	5,200	10 サンプルまでの処理。（検査なしの場合に適用、検査に付随した分注、保存は検査料金に含まれます。）
103	サンプル送付	900	検体の梱包、送付準備。（ドライアイス、送料は料金に含まれていません。）
104	凍結切片用ブロック作成	2,400	組織材料を凍結ブロック用にコンパウンドで包埋。10 サンプルまで。（ドライアイス、液体窒素は料金に含まれていません。）
105	血液照射	20,300	血液等動物以外の材料の放射線照射。装置の立ち上げ、クーリング操作を含みます。
106	血液塗沫標本作製	600	1 検体につき血液塗沫標本を 2 枚作成、メタノール固定を行います。（染色、白血球分画等鏡検は含みません。）
107	ラボワーク	700	実験室において各種測定等の実験支援を行います。（5 分間あたりの単価）
14) 特別動物管理：通常の飼育管理以外の特別な場合の動物管理です。飼育管理料金の他に下記の支援料金を加算させていただきます。			
108	新生仔人工哺育管理 A	9,800	生後 3 週目まで、一日 4 回調乳、直接授乳を行います。ミルク代、哺育箱の清掃等は飼育管理料金に含まれます。
109	新生仔人工哺育管理 B	8,200	生後 4 週から～離乳まで、調乳、一日 4 回セットによる授乳を行います。ミルク代、哺育箱の清掃等は飼育管理料金に含まれます。
110	ICU 飼育管理	6,900	閉鎖系 ICU ユニット内における管理。
111	ケミカルハザード飼育管理	3,800	ケミカルハザードをおよぼす可能性のある物質を投与中もしくは排泄中の動物の管理。
112	バイオハザード飼育管理	3,000	バイオハザードをおよぼす可能性のある病原体を投与中もしくは排泄中の動物の管理。
113	介護飼育管理	500	横臥しているサルを維持管理及び、シート交換等を行います。（特殊ゴミ処理費含む。）輸液等の治療については別途積算いたします。
114	特殊ゴミ処理 (A)	50	感染症実験施設 P 3 実験区飼育管理以外から発生する汚物吸収シートの処分料。当施設で焼却処理できないので専門業者に処理を依頼します。（1 回の単価）
115	特殊ゴミ処理 (B)	143	感染症実験施設 P 3 実験区飼育管理から発生する汚物吸収シートの処分料。当施設で焼却処理ができないので専門業者に処理を依頼します。（1 頭 / 1 日の単価）
15) 時間外勤務料金			
116	A	8,000	平日 17：00 ～ 22：00、休日 8：30 ～ 17：00 の 1 時間あたりの単価
117	B	10,000	平日 22：00 ～ 8：30、休日 17：00 ～ 22：00 の 1 時間あたりの単価
118	C	12,000	休日 22：00 ～ 8：30 の 1 時間あたりの単価
16) 細菌検査			
119	赤痢菌	2,400	培養同定検査・抗原同定検査
120	サルモネラ	2,400	培養同定検査・抗原同定検査
121	大腸菌抗原同定	3,500	培養同定検査・抗原同定検査
122	結核菌	3,000	TBGL 抗体検査
123	薬剤感受性試験	2,000	1 菌種 3 薬剤
124	薬剤感受性試験	3,000	2 菌種 3 薬剤
125	薬剤感受性試験	4,000	3 菌種 3 薬剤

項番	項 目	金 額	摘 要	
17) 寄生虫検査				
126	蠕虫卵	3,000	ホルマリン・エチル沈殿法	
127	赤痢アメーバ	3,000	トリクロム染色標本検査	
128	ミクロフィラリア	2,000	Knott 法	
129	マラリア原虫	3,000	塗抹標本検査	
18) ウイルス抗体検査				
130	MV	2,000	麻疹ウイルス；赤血球凝集抑制試験	
131	HSV-1	2,000	単純ヘルペスウイルス；免疫酵素抗体法	
132	BV	3,600	B ウイルス	
133	SIV	3,600	サルエイズウイルス；間接蛍光抗体法または免疫酵素抗体法	
134	Filo	4,000	フィロウイルス；エボラ、マールブルグウイルス；免疫酵素抗体法	
135	SRV/D（I F A）	3,600	サル D 型レトロウイルス；間接蛍光抗体法	
136	SRV/D（WB）	10,000	サル D 型レトロウイルス；ウエスタンブロット法	
137	SVV	3,600	サル水痘ウイルス；間接蛍光抗体法	
138	STLV	3,600	サル T 細胞白血病ウイルス；免疫酵素抗体法	
139	S-EBV	3,600	サル伝染性単核症ウイルス；間接蛍光抗体法	
140	CMV	3,600	サイトメガロウイルス；間接蛍光抗体法	
141	<i>Ht</i>	3,600	ヘルペスタマリヌス；間接蛍光抗体法	
142	<i>His</i>	3,600	ヘルペスサイミリー；間接蛍光抗体法	
19) 血液検査				
143	血算	500	WBC、RBC、HGB、HCT、PLT 他 10 項目	
144	生化学	400	1 項目	TP、ALB、A/G、BUN、GLU、T-CHO、F-CHO、TG、P、Ca、GOT、GPT、ALP、CPK、LDH、Fe、CRP、CRE、T-BIL、D-BIL、I-BIL、Na、K、Cl の中から選択
145		800	2 項目	
146		1,200	3 項目	
147		1,600	4 項目	
148		2,000	5 ～ 7 項目	
149		2,250	8 ～ 9 項目	
150		2,500	10 ～ 14 項目	
151		3,000	15 ～ 19 項目	
152		3,500	20 項目以上	
20) 血液検査 2				
153	インシュリン	2,200	IMX；免疫酵素抗体法	
154	HbA1c	2,000	ラテックス凝集法	
155	血液凝固系検査	3,500	PT、APTT、フィブリノーゲン	
156	mC G	5,000	IMX；免疫酵素抗体法	

＜医薬基盤研究所におけるサル類を用いる実験原則＞

医学および生物学の研究においてサル類が実験動物として果たしてきた役割は大きく、今後も重要な貢献をするものと期待されている。特にヒトとの遺伝学的・免疫学的な類似性や関連性があり、また非近交系交配により得られたサルを用いた実験は、ヒトの病気の予防・治療目的のための薬剤やワクチンの開発には必須とされている。一方で、サル類は供給数が限られている貴重な動物であり、高度な高次脳機能を有するなど、小型実験動物とは異なる生物学的特性を有している。さらに、サル類の実験使用に関しては、これまで以上の動物福祉、実験倫理、飼育環境への配慮が求められている。以下に定める原則は、独立行政法人医薬基盤研究所においてサル類を実験に使用するにあたって、サル類を用いる研究の必要性和動物福祉への配慮に関する基本姿勢を明確にするために定めるものである。

1. 研究者はサル類が貴重な実験動物であることを十分に認識する。
2. 実験に使用するサル類は原則として実験用に繁殖育成された個体に限定する。
3. サル類を用いる実験はサル類を用いることによってのみ、その目的が達成されると判断される場合に限定する。
4. サル類を用いる実験計画作成にあたっては、使用動物数を必要最少数とし、実験中の生理的および心理的苦痛を軽減するための最大限の努力をする。
5. 上記原則の遵守を確認するため、動物実験委員会はサル類を用いる動物実験計画書に対して、実験目的、目的達成のための方法、実験処置、飼育管理を含めた取扱いの妥当性などについて必要かつ十分な審査を行う。
6. 実験においては別に定めるサル類を用いた実験の詳細に従い、周囲へ感染症の蔓延の可能性等が示唆された場合は直ちに実験を中止し、その対応を優先する。

ご協力のお願い

1. 論文記載のお願い

当医科学実験施設を利用した研究成果を発表される場合には、本研究は霊長類医科学センター 医科学実験施設を主たる実験場所として行われ、医薬基盤研究所および厚生労働省に支援された旨を記載して頂きたい、宜しくお願い申し上げます。

2. 論文登録のお願い

当医科学実験施設を利用した研究成果を論文発表された場合には、E-mail で結構ですので、是非ともご連絡頂きたい、宜しくお願い申し上げます。 (別刷もお送り頂けると幸甚です。)

参考 1：成果発表時の謝辞 (例)

本研究は独立行政法人医薬基盤研究所、霊長類医科学研究センター、医科学実験施設 (または感染症実験施設) を主たる実験場所として行われた。医薬基盤研究所および厚生労働省の支援に感謝する。

This study was conducted through the Cooperative Research Program in Tsukuba Primate Research Center, National Institute of Biomedical Innovation (supported by the Ministry of Health, Labour and Welfare, Japan).

参考 2：動物福祉への配慮 (例)

METHODS (Animals)

This study was conducted according to the Rules for Animal Care and Management of the Tsukuba Primate Research Center [Honjo, S. 1985. The Japanese Tsukuba Primate Center for Medical Science (TPC): an outline. J Med Primatol. 14:75-89.] and the Guiding Principles for Animal Experiments Using Nonhuman Primates formulated by the Primate Society of Japan [Primate Society of Japan. 1986. Guiding Principles for Animal Experiments Using Nonhuman Primates. Primate Res. 2:111-113 -in Japanese-]. Protocols of experimental procedures were approved by the Animal Welfare and Animal Care Committee of National Institute of Biomedical Innovation (Osaka, Japan).

社団法人 予防衛生協会

事業内容

1. 独立行政法人医薬基盤研究所霊長類医科学研究センターの委託管理
2. 輸入サル類の受託検疫
3. サル類の各種受託検査
4. サル類を用いた受託試験・研究支援
5. 研究奨励賞・技術奨励賞の授与等の公益事業

* サル類の受託検査については米国BioReliance社と提携し、エボラウイルス等日本では取り扱いできないウイルス検査に係る試薬の提供を受けています。

予防衛生協会では、霊長類医科学研究センターにおける約1,500頭のカニクイザル繁殖コロニーの飼育・健康管理業務に加えて、受託検疫、受託検査、センター内の共同利用施設で実施されている各種研究の支援事業を実施しています。



施設までの経路〈交通案内〉

- | | | |
|------------|--------------|----------|
| ●つくばエクスプレス | 万博記念公園駅 | タクシー 5分 |
| | 研究学園駅 | タクシー 5分 |
| | つくば駅 | タクシー 10分 |
| ●J R常磐線 | 牛久駅 | タクシー 25分 |
| ●常磐自動車高速バス | J R東京駅八重洲南口発 | |
| | つくばバスセンター下車 | |
| | バスセンター | タクシー 10分 |
| ●常磐高速自動車道 | 谷田部I.C.より約7分 | |

発行 社団法人 予防衛生協会

〒305-0843 茨城県つくば市八幡台 1
Tel. 029-837-2121 Fax. 029-837-2299
<http://www.primate.or.jp>

平成18年3月発行